

亀岡市成年後見制度利用支援事業 Q & A

問1 成年後見制度利用支援事業はどのような場合に対象になりますか？

支援事業の対象者は、市長が審判請求を行う者、又は、本人や親族等が審判請求を行う者のうち原則として助成申請時において市内に住民票を有する者であって、審判請求の費用等の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者です。（計算式は問9～問12のとおりです。）

（※後見等開始の審判請求費用助成対象については、市長が審判を行う者に限ります。）

問2 住所地特例等の場合の扱いについて教えてください。

- 1 住民票が亀岡市外にある住所地特例等の場合は対象となります。
- 2 住民票が亀岡市内にあっても、住所地特例等の実施主体が亀岡市以外の場合は対象となりません。（ただし、個別に事情を考慮する場合がありますので、ご相談ください。）

【住所地特例等の場合】※以下のいずれかに当てはまる場合

- (1)「国民健康保険法」の規定に基づく、住所地特例被保険者
- (2)「後期高齢者医療に関する条例」の規定に基づく、住所地特例被保険者
- (3)「介護保険法」の規定に基づく、住所地特例対象被保険者
- (4)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の居住地特例の規定に基づき、介護給付費等の支給決定を行っている者
- (5)「生活保護法」の規定に基づき、生活保護費の支給決定を行っている者

○助成を申請する場合は、住所地特例等適用であることが分かる書類を添付してください。

- (1)国民健康保険被保険者証等
- (2)後期高齢者医療被保険者証等
- (3)介護保険被保険者証等
- (4)障害福祉サービス受給者証等
- (5)生活保護受給証明書等

問3 被後見人等が死亡した場合は助成の対象になりますか。

申請いただけます。死亡時の財産により助成できるかどうかを決定します。

なお、後見人等の名義の口座へ後見等報酬助成相当額を振込むことで、被後見人等への後見等報酬助成に代えることとします。

問4 対象になるのは後見人の場合のみですか？

後見以外、保佐、補助の場合であっても「問1」または「問2」の要件を満たすものは対象になります。

問5 本人又は親族の申立てで受任した場合は申請できませんか？

「問1」のとおり、後見等報酬の助成については対象となりますが、審判請求費用の助成は対象外となります。

問6 後見人等が専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）ではありませんが、申請できますか？

後見人等の職種による対象の限定はありません。家庭裁判所の報酬付与の審判を受けた後見人等であれば申請いただけます。

ただし、配偶者、直系血族又は兄弟姉妹が後見人等である場合は対象となりません。

問7 家庭裁判所の報酬付与の審判が出た後、いつまでに申請しなくてははいけませんか？

報酬付与の審判が決定した日が属する年度内に申請してください。

成年後見人等事務従事期間の終期と報酬付与の審判が決定した日との年度が異なる場合は、終期日から起算し1年以内に申請してください。

問8 申請する際に必要な書類は何ですか？

- 1 申請書（亀岡市ホームページにてダウンロードできます）
- 2 対象者の収入状況が分かる書類（年金通帳の写し他）
- 3 対象者の資産状況が分かる書類（財産目録の写し他）
- 4 対象者の支出状況が分かる書類（収支予定表、領収書の写し他）
- 5 家庭裁判所に提出した後見事務報告書の写し
- 6 家庭裁判所による報酬付与の審判決定書の写し
- 7 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し
- 8 報酬付与の審判書「任務終了まで」との記載がある場合は各々日付がわかる資料（死亡診断書の写し等）
- 9 （生活保護受給者の場合）保護変更決定通知書（最低生活費が記載されているもの）の写し
- 10 （入院・入所の場合）報酬対象期間において居所とその期間が分かる資料（領収書等）

問9 報酬助成の上限額はいくらですか？

報酬に係る助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額が限度となります。

（施設入所者…月額18,000 円）
（その他の者…月額28,000 円）

なお、審判書上、始期もしくは終期が月途中の場合や、途中で施設への入所等があった場合は、日割り計算した額となります。

（施設入所者…日額600 円（18,000 円/月÷30 日））
（その他の者…日額933 円（28,000 円/月÷30 日））

助成対象期間は、従事期間のうち1年以内とします。ただし、従事期間の始期及び終期の属する月に1月未満の端数日が生じている場合は、助成対象期間に合算します。

問10 施設入所者とその他の者の区分について教えてください。

障害者にかかる施設入所者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにおいて、「施設入所支援」の給付を受けている者です。

高齢者にかかる施設入所者は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院に入所している者です。

生活保護受給者に係る施設入所者は、生活保護法に規定する保護施設に入所している者です。

※病院・診療所に入院している場合、連続して90日以上になる場合は長期入院の扱いとなり、施設入所者の扱いとします。

問11 後見等報酬の助成について、計算方法を教えてください。

- ・ 本人財産 …財産目録にて確認します。

後見人等が家庭裁判所へ提出した時点での預貯金等の金額を計算に用います。

活用できる不動産や保険等がある場合は対象外となります。

負債等がある場合は、本人資産を活用しなければ返済が難しいと判断される場合は、預貯金等から相当額を差し引きます。

- ・ 最低生活費…審判請求書に添付されている収支予定表（生活保護受給中の場合は、保護決定通知書の最低生活費）を計算に用います。

☆定期的な支出6か月分に臨時的必要経費として300,000円を足した金額を最低生活費とします。

【計算方法】

- ①本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、報酬付与の審判額に不足する額
又は
②助成上限額
のうち、少ないほうの金額を助成いたします。

〈具体例〉

●施設入所者の場合

報酬付与の審判額 260,000 円（令和2年4月～令和3年3月）

預貯金残額 800,000円（財産目録記載額）

最低生活費 360,000円（支出1か月分60,000円×6か月）+300,000円=660,000円

- ①本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、報酬付与の審判額に不足する額
預貯金（800,000円）－最低生活費（660,000円）－報酬付与の審判額（260,000円）
=120,000 円不足

②上限額

18,000円×12か月=216,000円

結果 ①のほうが少額であることから、助成決定額は120,000円となります。

問12 後見等開始の審判請求費用の助成について、計算方法を教えてください。
（市長申立ケース限定）

「問11」と考え方は同じですが、審判請求費用は報酬に比べ少額なことから、最低生活費としては定期的な支出の3か月分を考慮します。

問13 後見人等の報酬助成の振込み先はどこになりますか？

原則、被後見人等の名義の口座への振込みとなります。被後見人等の名義の口座への振込みが困難な場合は、理由を文書にてご提出いただきますようお願いいたします。

問14 被後見人等に不動産があります。預金に余裕がありませんが、現時点で不動産を処分することも難しいです。助成は受けられますか？

預貯金のほかに不動産等の資産がある場合は、処分可能か否かの状況を後見人等からヒアリングの上、本人財産に算入するかを判断します。

問15 助成額の計算が間違っています。

亀岡市健康福祉部障がい福祉課又は高齢福祉課へご連絡ください。計算が違ふと思われる箇所をお聞きして、誤りがあれば速やかに修正いたします。

問16 助成決定額に不服があります。どこへ申し立てればいいですか？

処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に亀岡市長に対して審査請求をすることができます。（なお、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する亀岡市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に亀岡市（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長）を被告として提起することができます。（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

○問い合わせ先

(障がい者関係)	(高齢者関係)
亀岡市健康福祉部障がい福祉課	亀岡市健康福祉部高齢福祉課
電話 (0771) 25-5189	電話 (0771) 25-5032
FAX (0771) 23-3070	FAX (0771) 23-3070
住 所: 〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地	